

# 大分県建築基準法施行条例の解説

( 昭和46年7月31日 大分県条例第27号 )

( 平成22年3月作成 )

大分県建築住宅課 編

## 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十九条の規定に基づく災害危険区域の指定及びその区域内における建築制限、法第四十条の規定に基づく建築物の敷地又は構造に関する制限の附加、法第四十三条第二項の規定に基づく建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の附加並びに法第五十六条の二第一項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限について定めるものとする。

【解説】条例制定の法的根拠を明らかにしたものです。

## 第二章 建築物の敷地及び構造

(がけに近接する建築物)

第二条 建築物（居室を有する建築物に限る。以下この条において同じ。）をがけ（高さが二メートルを超え、かつ、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下この条において同じ。）に近接して建築しようとする場合において、がけの上に建築しようとするときはそのがけの下端からの水平距離を、がけの下に建築しようとするときはそのがけの上端からの水平距離をそれぞれそのがけの高さの二倍以上保たなければならない。

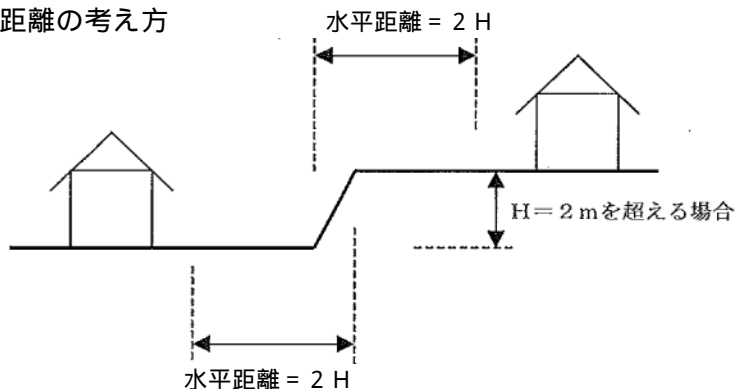
- 2 鉄筋コンクリート造等の重量建築物をがけの上に建築しようとする場合は、前項の基準を安全上支障がない程度に増大しなければならない。
- 3 前二項の規定は、建築物の規模若しくは構造、擁壁の設置又はがけの状況により建築物の安全上支障がない場合には、適用しない。

【解説】建築物をがけ崩れなどの被害から防止するため、がけと建築物との保有距離を規定しています。平成13年4月1日改正で、対象建築物を土砂災害防止法第8条の規定と同様に居室を有する建築物について適用することとしました。

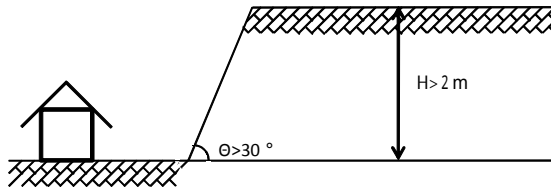
建築物との間は外壁の外側で図るものとする。

第2条第3項の規定による安全上支障のない場合については別途「がけに近接する建築物の運用基準」(資料1)を平成13年10月12日付け建築住宅第1456号で通知している。

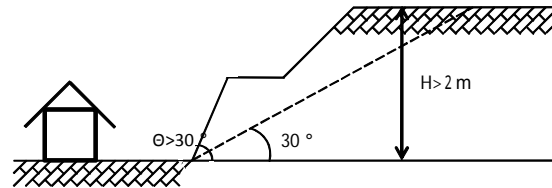
水平距離の考え方



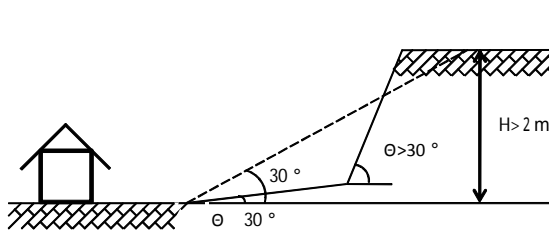
対象となるがけの考え方



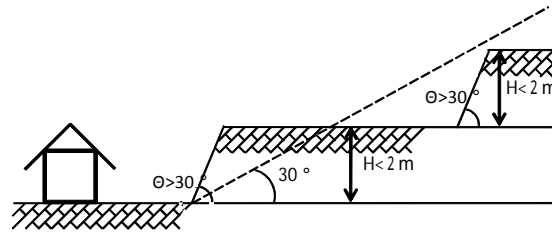
(a) がけの例



(b) がけの例



(c) がけの例



(d) がけではない例

(木造建築物等の防蟻)

第三条 木造の建築物又は木造とその他の構造とを併用する建築物の木造部分については、その構造耐力上主要な部分は、地面からの高さ20センチメートル以内に設けてはならない。

【解説】九州地方の特にシロアリの被害に鑑み、一般木造建築物の防蟻措置として、土台・柱・斜材等構造耐力上主要な部分を20cm以内に設けないよう規定した。構造耐力上主要な部分の定義は、令第1条第3号による。なお、窓、出入口枠等は当然除外されるが、防蟻効果の観点から、床束については指導事項とする。

(木造建築物の防蟻)

第四条 階数が二以上で、かつ、延べ面積が500平方メートルを超える木造の建築物は、防蟻上有効な措置を講じなければならない。ただし、土地及び建築物の状況により蟻害のおそれがない場合は、この限りでない。

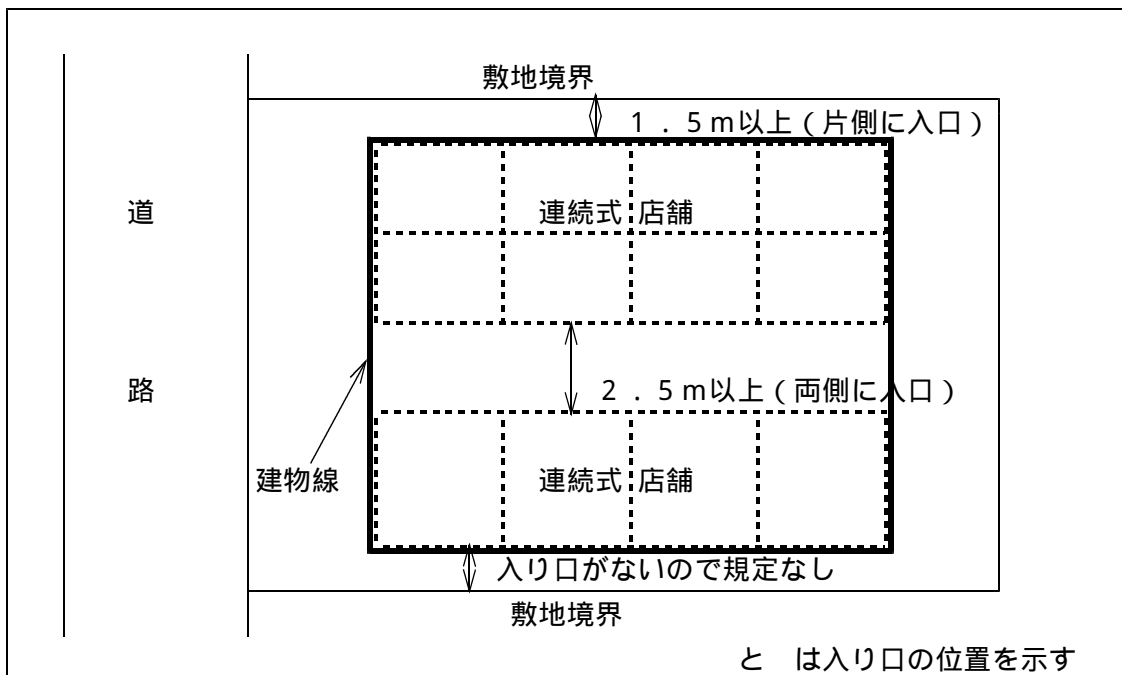
【解説】規定した建築物は、木造として大規模であり、2階床のシロアリ被害による危険性が考えられるので防蟻措置を規定している。

(連続式店舗の通路)

第五条 建築物内に設ける各構えごとに区画された連続式店舗(その床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。)の前面には、幅員2.5メートル以上の通路を避難上有効に設けなければならない。ただし、通路の片側のみに構えを有するものにあつては、1.5メートル以上とすることができる。

【解説】この条に規定する店舗は各戸に居住するに足る部屋を十分に保有しない店舗の集団を規制することを意図しており、通路は屋内屋外を問わない。

通路の考え方



### 第三章 特殊建築物及び長屋の構造

#### 第一節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

(客席部分からの出口)

第六条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場(集会場にあつては、客席に固定式のいす席を有するもの又は一の集会室の集会の用に供する部分の床面積が200平方メートル以上のものに限る。以下「劇場等」という。)の客席部分からの出口(常時使用するもののほか、非常時に使用できるものを含む。第四項、第八条第二項及び第十条第二項を除き、以下同じ。)の数は、次の表の上欄に掲げる客席部分の定員に応じ、それぞれ当該下欄に定める出口の数以上としなければならない。

客席部分の定員	出口の数
30人未満	1
30人以上300人未満	2
300人以上600人未満	3
600人以上1000人未満	4
1000人以上	5

2 前項の定員は、次の各号に掲げる数を合算して算定する。

一 従業員の数

二 客席部分ごとに次のイから八までの方法によつて算定した数を合算した数

イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.4メートルで除して得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。以下この号において同じ。)

ロ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数

ハ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数

3 客席部分からの出口の幅は、当該出口において避難の際に通過すると想定される人数に0.8センチメートルを乗じて得た数値(当該数値が1メートル未満のときは、1メートル)以上としなければならない。

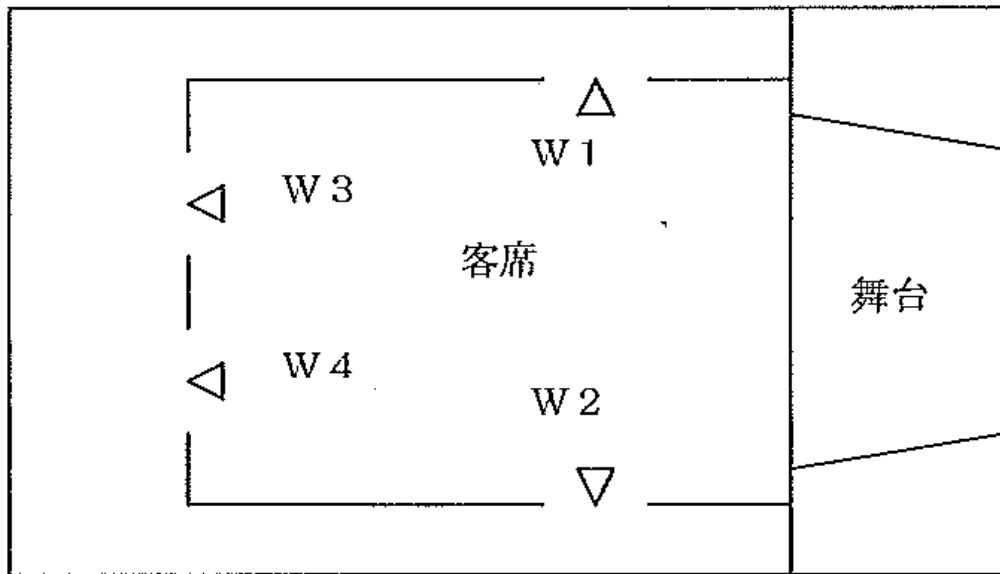
4 客席部分からの主要な出口(常時使用するものに限る。)の幅の合計は、前項の出口の幅の合計の二分の一以上としなければならない。

5 客席部分からの出口は、客席から容易に認識できる位置に配置するとともに、これを二以上設ける場合は、相互にできる限り離さなければならない。

【解説】第2項第1号の「従業員の数」については「当該客席を經由して避難すると想定される部分に存する従業員の数」とする。

【参考】平成3年12月11日付け建設省住指発第559号「興行場等に係る技術指針について」(資料2)

## 出口の考え方



客席の定員 800人

W1とW2から150人ずつ 計300人

W3とW4から250人ずつ 計500人 通過すると計画する。

- 1項 出口の数 800人 ..... 表から 4カ所
- 3項 出口の幅  $800人 \times 0.8m = 640m$  ... 6.4m
- 4項 主要な出口 W3とW4を想定 W3 + W4で3.2m必要
- 5項 客席から容易に認識できる位置に配置し、相互にできる限り離す

(廊下)

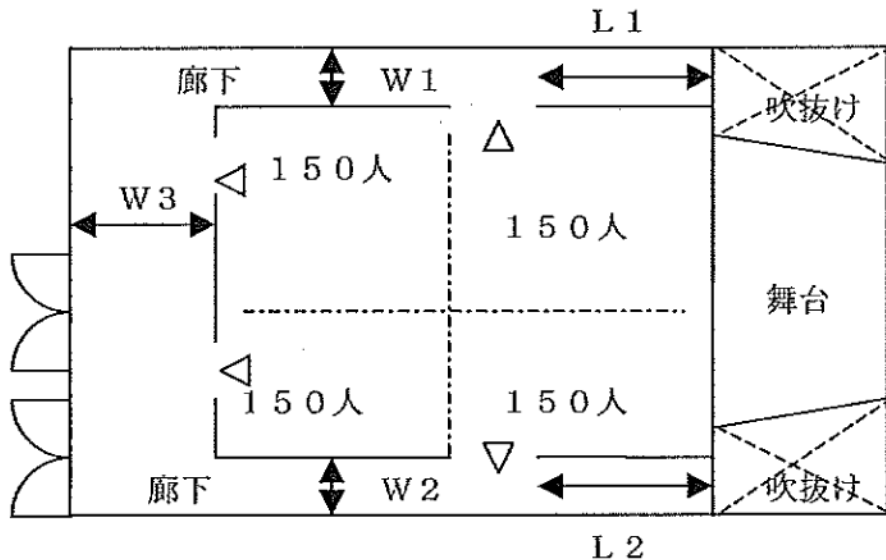
第七条 劇場等の廊下の幅は、当該廊下において避難の際に通過すると想定される人数に0.6センチメートルを乗じて得た数値(当該数値が1.2メートル未満のときは、1.2メートル)以上としなければならない。

2 前項の廊下は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 原則として、避難方向に向かって狭くならないこと。
- 二 客席部分からの出口の扉については、避難の障害にならないように設置し、かつ、前項の規定により必要とされる廊下の幅の二分の一以上を妨げないこと。
- 三 客席部分からの出口から行き止まりとなる部分の長さを10メートル以下とすること。
- 四 傾斜路とする場合は、その傾斜路の勾配は、8パーセント(有効な滑り止めを設けた場合は、10パーセント)以下とすること。

【解説】劇場等の避難経路となる廊下について規定している。

廊下の考え方



廊下の幅(1項)

$$150人 \times 0.6cm = 90cm \dots\dots 1.2m \text{とする。}$$

W1、W2は1.2mが必要幅

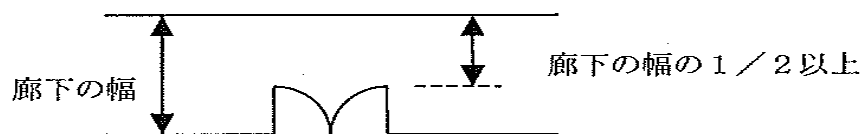
$$300人 \times 0.6cm = 180cm \dots 1.8m \text{とする。}$$

W3は1.8mが必要幅

行き止まりまで10m以下(2項3号)

L1、L2は10m以下とする

戸が開いた状態で必要な廊下幅の2分の1以上を確保する。(2項2号)



(直通階段)

第八条 劇場等の避難階又は地上に通ずる直通階段の幅は、当該直通階段において避難の際に流入すると想定される人数に1センチメートルを乗じて得た数値以上としなければならない。

2 前項の規定により必要とされる直通階段の幅の合計の二分の一以上を、第十条第二項に規定する出口付近に通じさせなければならない。

3 直通階段の入口の幅は、第一項の人数に0.8センチメートルを乗じて得た数値以上としなければならない。

【解説】幅の合計を算定する場合に考える客席の範囲は、その階段を使用して避難する階の客室の床面積の合計を対象とする。

(避難階段等)

第八条の二 劇場等の階段で次の各号のいずれかに該当するものは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第二百三十三条第二項に規定する屋外避難階段又は同条第三項に規定する特別避難階段としなければならない。

一 客席部分から直接進入することができる階段

二 客席部分が避難階から6メートルを超える下方にある場合の避難階までの直通階段

【解説】避難のため、上部にある客席や避難階より下部にある客席からの階段の構造を規定している。



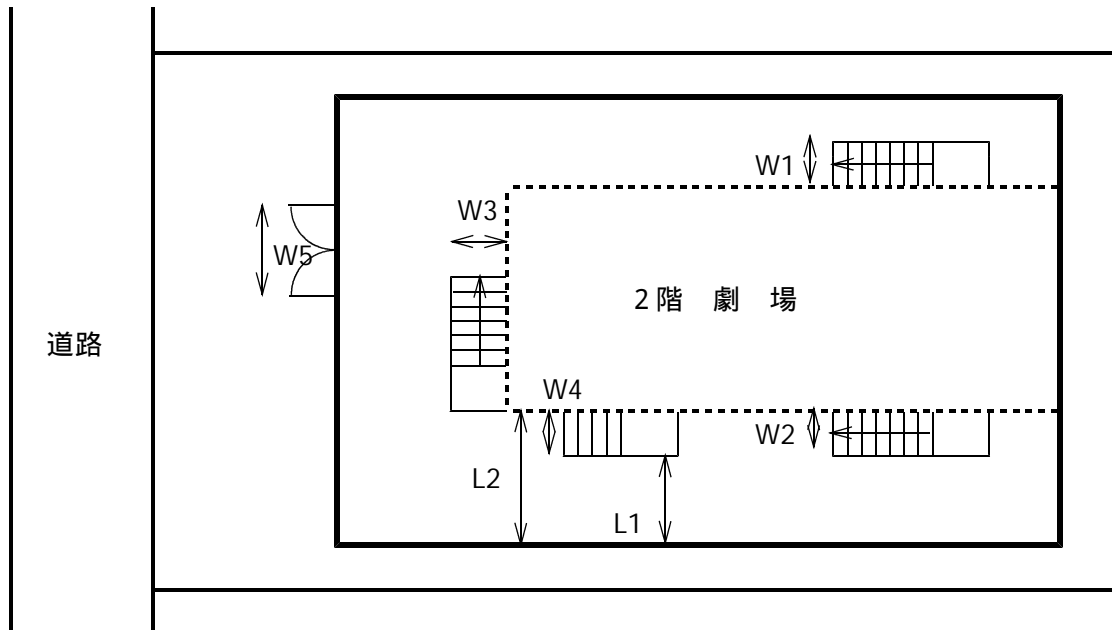
(避難階における避難経路)

第九条 劇場等の階段の避難階における出口の幅は、当該階段の幅の十分の八以上としなければならない。

2 避難階における階段の出口から屋外への出口に至る経路の幅は、避難階において建物内部に面している階段の出口の幅の合計以上としなければならない。

【解説】出口の幅は、避難階に至る階段幅の合計の  $8 / 10$  以上確保することが必要です。又、避難経路となる廊下の幅は、階段の出口の幅の合計以上が必要です。

幅の考え方



1項の考え方： $W5 \quad (W1 + W2 + W3 + W4) \times (8 / 10)$

2項の考え方： $L1 \quad W2 \quad L2 \quad (W2 + W4)$

(屋外への出口)

第十条 劇場等の屋外への出口は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 出口の数は、二以上とし、相互にできる限り離すとともに、客席部分の出口から円滑に避難できる位置に配置すること。

二 出口の幅は、当該出口において避難の際に通過すると想定される人数に  $0.8$  センチメートルを乗じて得た数値（当該数値が  $1$  メートル未満のときは、 $1$  メートル）以上とすること。

2 屋外への出口（常時使用する出口又はその付近の出口に限る。）の幅の合計は、前項第二号の規定により必要とされる出口の幅の合計の二分の一以上としなければならない。

【解説】屋外への出口を規定している。メインの出口は必要とされる出口の幅の合計の  $2$  分の  $1$  以上必要です。

(敷地内の通路)

第十条之二 劇場等の敷地内には、避難階における建物の出口及び屋外階段の出口(次項において「出口」という。)から、道、公園、広場その他の空地に通ずる通路を設けなければならない。

2 前項の通路の幅は、出口の幅の合計以上としなければならない。

【解説】建物や屋外階段の出口から道等まで敷地内通路が必要です。

(客席部分の構造)

第十一条 劇場等の客席部分で主階以外にあるものの前面には、高さ75センチメートル以上の手すりを設けなければならない。ただし、当該客席部分の前面に広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がない場合においては、この限りでない。

2 客席部分に段床を設ける場合は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 各段の床幅は、80センチメートル以上とすること。

二 各段の高さが50センチメートル以上あるときは、それぞれの客席の前面に高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。ただし、主階以外にあるそれぞれの客席の前面に広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がない場合においては、この限りでない。

3 客席部分の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 縦通路の幅は、当該通路において避難の際に通過すると想定される人数に0.6センチメートルを乗じて得た数値(両側にいす席がある場合で当該数値が80センチメートル未満のときは80センチメートル、片側だけにいす席がある場合で当該数値が60センチメートル未満のときは60センチメートル)以上とすること。

二 横通路の幅は、当該通路において避難の際に通過すると想定される人数に0.6センチメートルを乗じて得た数値(当該数値が1メートル未満のときは、1メートル)以上とすること。

三 通路を傾斜路とする場合は、その勾配を10パーセント以下とすること。ただし、手すり等を設けた場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

四 通路を階段状とする場合は、次のイ及びロによること。

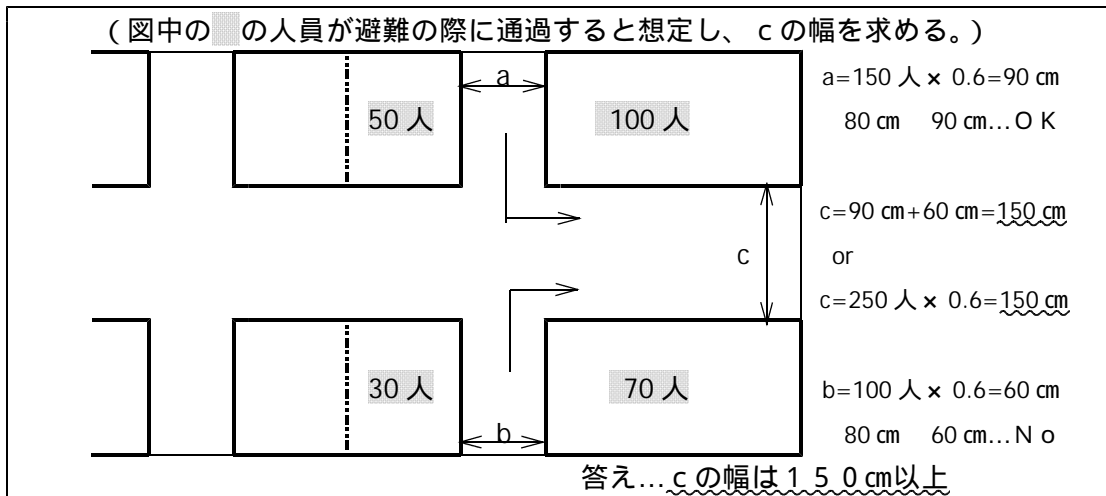
イ けあげは18センチメートル以下とし、かつ、踏面は26センチメートル以上とすること。

ロ 通路の高低差が3メートルを超える場合は、高さ3メートル以内ごとに横通路又は廊下若しくは階段に通ずるずい道に通じさせること。ただし、勾配が20パーセント以下の場合、この限りでない。

【解説】第3項第1号及び第2号(客席部分の通路)の解釈において縦通路と横通路又は横通路相互あるいは縦通路相互が合流している部分の通路幅は、「通路幅の合計でなく、合流前の各々の通路に要求されている最小幅員を合計したものが合流後の通路の要求される最小幅員」となる。この場合の要求されている最小幅員とは、同号に定める「当該通路において、避難の際に通過すると想定される人数になり0.6センチメートルを乗じて得た数値」とし、絶対値である80cm、60cm、1mではない。(平

成5年5月31日県建築課事務連絡)

《例》縦通路と横通路が合流した場合



( 舞台部分と客席部分との区画 )

第十一条の二 劇場等の客席部分の床面積の合計が200平方メートルを超える場合は、舞台部分(花道その他これに類するものを除く。)と客席部分とを準耐火構造の額壁で区画し、これを小屋裏に達せしめなければならない。

【解説】小規模のものを除き劇場等の客席部と舞台部の防火区画を規定したもので、燃えぐさの多い舞台部から客席への延焼を防止しようとするものです。この場合開口部は制限がありません。準耐火構造には、上位性能を有する耐火構造が含まれます。

( 劇場等の用途に供する部分への準用 )

第十一条の三 劇場等の用途に供する部分(一つの建築物の中に複数の劇場等が設置される場合又は劇場等以外の用途と複合して設置される場合に、一つの客席部分に併せて設けられる客用廊下、舞台、楽屋等を含む一団の部分をいう。以下同じ。)については、第六条から前条まで、第十二条及び第二十条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「劇場等」とあるのは「劇場等の用途に供する部分」と、第十条中「屋外への出口」とあるのは「屋外への出口又は共用ロビー、共用廊下等への出口」と読み替えるものとする。

【解説】劇場等と他の用途との複合用途建築物での劇場等への条例の適用を規定したものです。

(劇場等の用途に供する部分の階段の共用)

第十一条の四 劇場等の用途に供する部分の避難のための階段で同一階の他の用途に供する部分(他の劇場等の用途に供する部分を含む。以下同じ。)の避難のための階段と共用するものの幅は、各用途に供する部分につき必要とされる階段の幅の合計以上としなければならない。

2 前項の階段までの経路は、他の用途に供する部分(共用ロビー、共用廊下等を除く。以下同じ。)を經由してはならない。

3 第一項の階段が避難階において建物内部に面している場合においては、避難階における当該階段の出口から屋外への出口に至る経路は、他の用途に供する部分を経由してはならない。

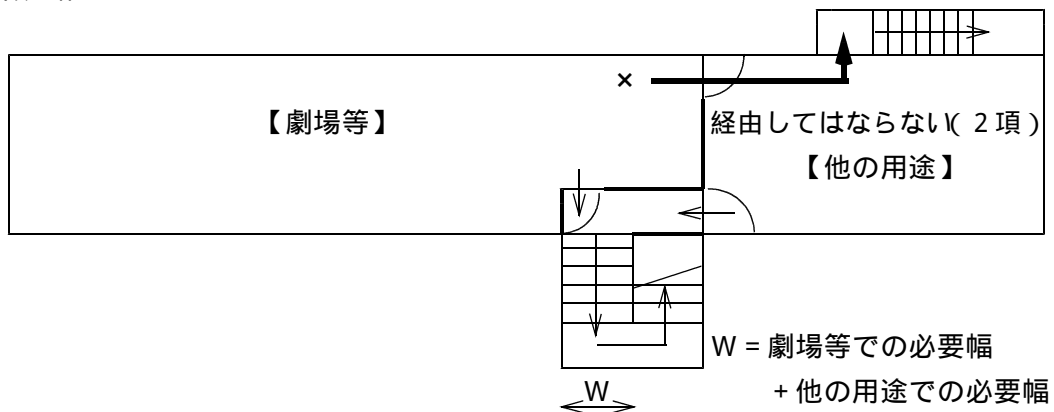
4 複数の劇場等の用途に供する部分が積層し、それぞれの劇場等の用途に供する部分が共用する直通階段の幅は、避難の際に各階において劇場等の用途に供する部分から当該階段に流入すると想定される人数(以下「流入人数」という。)を合計した人数に1センチメートルを乗じて得た数値以上としなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の階段を屋外避難階段又は特別避難階段とした場合の階段の幅は、流入人数(一の劇場等の用途に供する部分の客席が複数階にある場合においては、流入人数を合計した人数とする。)の最大の人数に1センチメートルを乗じて得た数値以上とすることができる。

6 前項の屋外避難階段には、流入人数に0.05平方メートルを乗じて得た数値以上の面積を有する前室又はバルコニーを設けなければならない。

【解説】劇場等と他の用途との複合用途建築物での階段の規定をしています。

階段の配置



(この節における制限の緩和)

第十二条 劇場等の用途に供する建築物で、その用途又は規模により、防火上及び避難上支障がない場合は、この節の規定による制限を緩和することができる。

【解説】劇場等の用途に供する建築物のこの節の規定による制限を緩和する旨定められたものです。用途又は規模、防火上及び避難上支障の有無については、慎重に判断してください。

## 第二節 特殊建築物のボイラー室

### (ボイラー室の構造)

第十三条 特殊建築物（法別表第一（い）欄の（一）項から（四）項までに掲げる用途に供するものに限る。以下同じ。）のボイラー室（当該特殊建築物に附属するものを含み、発熱量の合計が一時間につき70キロワット以上の火を使用する設備を設けたものに限る。以下この条において「ボイラー室」という。）の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料（第三号に掲げる場合を除く。）で造ること。
- 二 外壁の開口部には、法第二条第九号の二に規定する防火設備を設けること。
- 三 建築物の一部をボイラー室の用途に供する場合には、その部分とその他の部分とを耐火構造とした床若しくは壁又は令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画すること。

【解説】ボイラー室は、長時間にわたって火気を使用するので耐火構造とするようにし、出火時に他への延焼防止のため防火的遮断を図るための規定を定めたものです。

平成4年に計量法が全面改正され、建築基準法で従来用いていた「カロリー」が平成11年9月限りで使用できなくなった。そのため単位を「ワット」に改めました。

(1時間につき) 5000 kcal = 5.814 kw 6 kw

主要構造部の定義は、法第2条第5号に定められています。

## 第三節 共同住宅、寄宿舎及び長屋

### (共同住宅等の内装)

第十四条 共同住宅、寄宿舎又は長屋（以下「共同住宅等」という。）の用途に供する建築物の床（最下階の床を除く。以下この条において同じ。）又は階段が木造である場合には、その階下の天井又はその階段裏の仕上げは、準不燃材料でなければならない。ただし、床及び階段が準耐火構造である場合には、この限りでない。

【解説】火災の場合、2階、3階の床並びに上階への延焼防止のため、天井及び階段裏の仕上げを制限するものです。なお、仕上げ材料は施行令第129条第2項に合致します。

長屋と共同住宅の違いは、長屋住宅は各戸の住宅が1階から2階又は3階まで利用する形態をいい、共同住宅は各戸の住宅が階段又は廊下等を共用し各階（メゾネットの場合も含む。）で1戸の住宅となる形態をいいます。

### (長屋の構造)

第十四条の二 その階数が三以上の長屋の主要構造部は、耐火構造又は法第二条第九号の三若しくは口のいずれかに該当する構造としなければならない。ただし、令第百三十六条の二の技術的基準に適合する建築物にあつては、この限りでない。

【解説】共同住宅は法により規制されているが類似している長屋については法の適用がありません。そのため、火災等に対する安全を考慮し、条例で、共同住宅と同じように構造に関する規定を設けています。

構造を規定していますので、耐火建築物や準耐火建築物にする必要はありません。

#### 第四節 自動車車庫及び自動車修理工場

(自動車車庫及び自動車修理工場の構造)

- 第十五条 自動車車庫（その床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。）  
又は自動車修理工場（作業場の床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。  
次条において同じ。）の用途に供する建築物で、次の各号の一に該当するものは、  
これらの用途に供する部分の主要構造部を準耐火構造又は法第二条第九号の三口に  
該当する構造のうち柱及びはりを不燃材料とし、床を準不燃材料とする構造としな  
なければならない。
- 一 当該用途に供する部分の上に二以上の階があるもの
  - 二 当該用途に供する部分の上の階の居室の床面積の合計が100平方メートルを  
超えるもの

【解説】当初は、自動車車庫や自動車修理工場を火災の発生の際、可燃性のものが多  
く危険だとして防火に関する構造規定を設けたものです。

自動車の性能等が向上したので、自動車修理工場においても、火災あるいは爆発  
等の恐れがほとんどなくなってきました。また、修理工場の環境整備等も改善され  
てきたため、自動車車庫と同様に小規模のものを緩和をしています。

(自動車修理工場の防火区画)

- 第十六条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合には、その部分  
とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火  
設備で区画しなければならない。

【解説】自動車修理工場の部分、即ち最も危険度の高い部分とその他の部分との防火  
区画を規定したもので、施行令第112条第13項に該当しない150㎡未満で5  
0㎡を超えるものを規制しています。

#### 第四章 建築物又はその敷地と道路との関係

(適用区域)

第十七条 この章の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り、適用する。

【解説】都市計画区域内等に適用される部分をまとめたものです。建築基準法では道路に2m以上接道するよう規定されていますが、「地方公共団体は建築物の種類や規模に応じて条例で必要な制限を付加をすることができる。」ともされており、大分県では次条以下のように定めました。

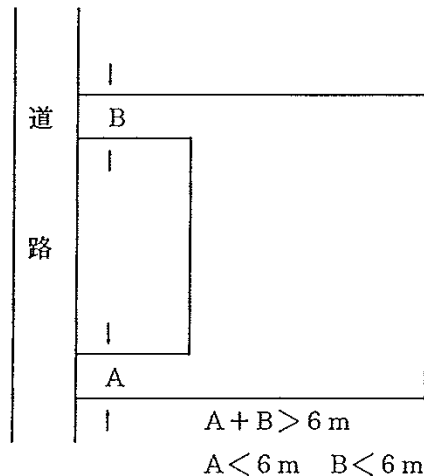
(大規模建築物の敷地と道路との関係)

第十八条 延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が1000平方メートルを超える建築物の敷地は、道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

【解説】敷地内で通算して1000㎡を超える建築物は、大規模のものとして避難、通行の安全上から法第43条第1項の制限を強化したものです。

本文ただし書きにおける広い空地とは、農道(道路に該当するものを除く。)や水路のようなものでなく、公共用の公園広場等のような空地として担保できる公共用地を想定しています。鉄道敷は、接道に関しては空地とは取り扱いません。

#### 2箇所での接道の場合



上記のような敷地については、連続して6m以上接しなければ建築できないとします。

第19条についても、同様に取り扱います。

(建築物の敷地と道路との関係)

第十九条 卸売市場、貨物等の集配所、長屋又は法別表第一(イ)欄の(二)項から(六)項までに掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、1000平方メートル以下のものの敷地は、道路に4メートル以上接しなければならない。ただし、その建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、知事が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

【解説】ただし書きにおける広い空地については、第18条の考え方を基本とします。

(劇場等の敷地と道路との関係)

第二十条 劇場等の用途に供する建築物の敷地は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ下欄の数値以上の道路に接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、知事が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

客席部分の床面積の合計(単位平方メートル)	道路の幅員(単位メートル)
200以下のもの	4.0
200を超え、600以下のもの	6.0
600を超えるもの	8.0

- 2 前項に規定する建築物の主要な出入口の前面には、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ下欄の数値以上の奥行を有し、かつ、前項に規定する道路に第十条第一項第二号の規定により計算した数値以上接する空地を設けなければならない。

客席部分の床面積の合計(単位平方メートル)	奥行(単位メートル)
200以下のもの	1.5
200を超え、600以下のもの	2.0
600を超えるもの	3.0

- 3 前項に規定する空地内には、地上から3メートル以上の空間に、主要構造部が耐火構造若しくは準耐火構造又は不燃材料で造られた建築物の部分を突き出すことができる。

【解説】ただし書きにおける広い空地については、第18条の考え方を基本とします。



(物品販売業を営む店舗の敷地と道路との関係)

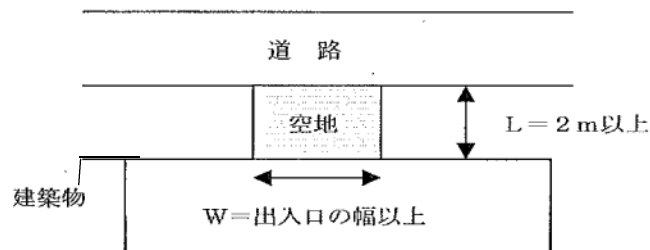
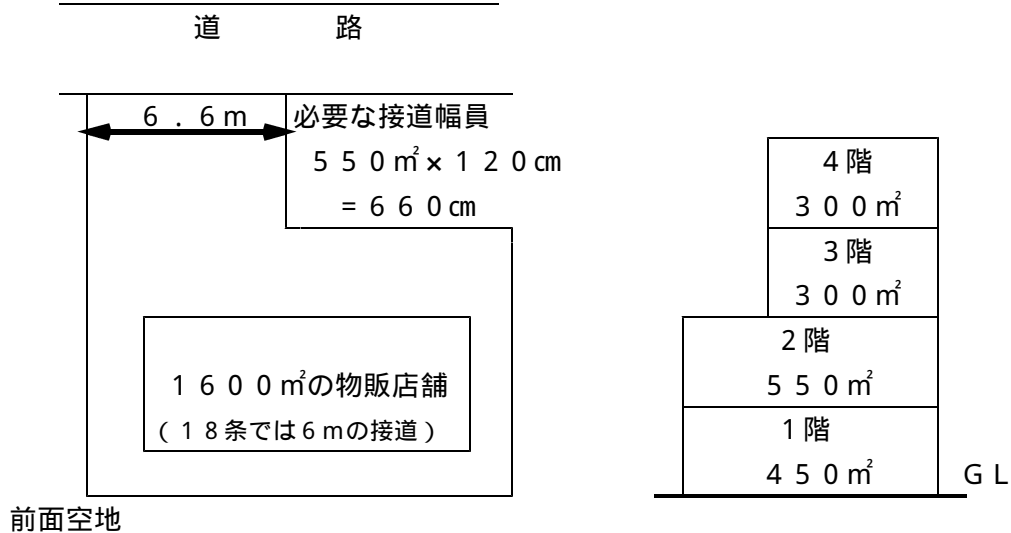
第二十一条 物品販売業を営む店舗と用途に供する建築物で、当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものの敷地は、当該用途に供する床面積が最大の階におけるその床面積100平方メートルにつき120センチメートルの割合で計算した数値以上道路に接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、知事が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文に規定する建築物の主要な出入口の前面には、同項に規定する数値の二分の一以上道路に接する奥行2メートル以上の空地を設けなければならない。ただし、物品販売業を営む店舗の用途に供する部分の床面積の合計が1500平方メートル以内の建築物については、この限りでない。

3 前項に規定する空地には、前条第三項の規定を準用する。

【解説】ただし書きにおける広い空地については、第18条の考え方を基本とします。

接道幅



1500 m<sup>2</sup>を超える物販店舗の場合  
2 m以上の空地が必要

(法第四十三条第一項ただし書の規定による許可を受けた建築物に対する特例)

第二十一条の二 法第四十三条第一項ただし書の規定による許可を受けた建築物については、第十八条、第十九条、第二十条第一項及び第二項並びに前条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

【解説】法第43条ただし書きの規定については、国土交通省令により規定されている接道義務の特例許可基準の交通上、安全上、防火上及び衛生上等について審査し、また、条例の規定についても考慮しながら許可するものであるので、許可を受けた建築物については適用しないとしたものです。

(長屋の出入口)

第二十二条 長屋(延べ面積が200平方メートル以下のものを除く。)の主要な出入口は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 主要構造部が耐火構造であるもの又は法第二条第九号の三イ若しくは口のいずれかの構造に該当するもの

二 六戸建以下の建築物(前号に規定するものを除く。)で各戸の主要な出入口から道路、公園、広場その他の空地に通ずる幅員1.5メートル以上の通路を設けたもの

【解説】共同住宅は施行令第128条により、通路幅が規定されています。また、法により他の部分も厳しく規制されているため、平成13年4月1日の改正により条例から削除されました。また、長屋については、小さい建物まで規制する必要がないことから面積を定め除外しています。

本文の「主要な出入口」とは、玄関・通用口などのほか、長屋の最下階や避難階の住戸については、掃き出し窓(直接屋外に避難できるものに限る。)も主要な出入口とみなします。また、「道路に面する」とは、道路との間に高低差(通行上支障が生じない程度の高低差は除く。)の無い場合のことをいいます。

2号の「その他の空地」とは、公共用の公園広場等のような空地として担保できる公共用地を想定していますが、適用される建築物が小規模であると思慮されることから道路に通ずる1.5m以上の農道や里道も含まれるとします。

(自動車車庫及び自動車修理工場の敷地と道路との関係)

第二十三条 自動車車庫及び自動車修理工場(その床面積の合計が150平方メートル以下のものを除く。)の敷地の出入口は、次の各号の一に該当する道路又はその部分に接して設けてはならない。ただし、交通上支障がない場合には、この限りでない。

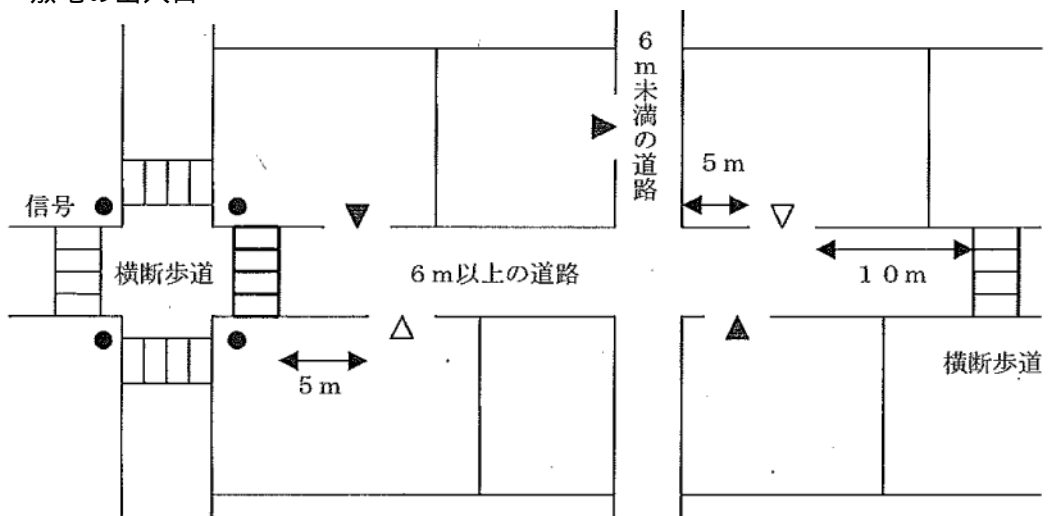
- 一 幅員6メートル未満の道路
  - 二 交差点若しくは曲り角から5メートル以内の道路の部分
  - 三 横断歩道、橋、踏切、トンネル又は陸橋から10メートル以内の道路の部分
- 2 前項の自動車修理工場の主要な出入口の前面には、その出入口の幅以上道路に接する奥行2メートル以上の空地を設けなければならない。
- 3 前項に規定する空地には、第二十条第三項の規定を準用する。

【解説】自動車車庫や自動車修理工場からの車の出入りの際の交通安全上を考慮しての規定で、支障があると思われる位置に設けることを禁止しています。

本文ただし書きの規定適用については、所轄警察署の意見聴取の上、判断します。

第2項については車の寄せ付け等で交通を妨げがちである自動車修理工場について全面空地の規定を設けたものです。

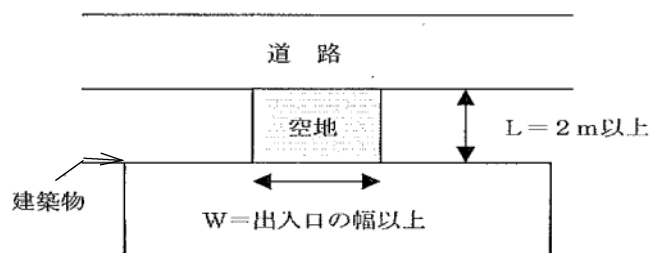
敷地の出入口



信号機のある横断歩道は、交差点扱いとなり、5 mを超えれば、出入口の設置可

△ 設置することができる出入口  
▲ 設置できない出入口

前面空地



自動車修理工場の主要な出入口の前面に、その出入口の幅以上道路に接する奥行2 mの空地を設ける

(倉庫業を営む倉庫等の敷地と道路との関係)

第二十四条 倉庫業を営む倉庫、貨物等の集配所及び卸売市場の主要な出入口又は敷地の出入口と道路との関係については、前条の規定を準用する。

【解説】自動車の出入りの多い用途について前条の規定を準用することとしたものです。

(一定の複数建築物に対する特例)

第二十四条の二 法第八十六条第一項若しくは第二項又は法第八十六条の二第一項の規定による認定を受けた建築物及び法第八十六条第三項若しくは第四項又は法第八十六条の二第二項若しくは第三項の規定による許可を受けた建築物については、この章の規定は、適用しない。

【解説】法は一敷地一建築物が原則であり、その敷地と建築物に対して建ぺい率、容積率、高さ制限、接道長さ等の規定を設けていますが、法の改正により敷地が連担している場合は一つの敷地と見なし、上記の規定等について緩和します。条例により接道長さ等を規定していますが連担の認定を受けた場合には第4章を適用除外とします。

## 第五章 災害危険区域

(災害危険区域)

第二十五条 法第三十九条第一項に規定する災害危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。

【解説】がけの崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある災害危険区域内における危険住宅を災害から守るためその移転を促進する目的で定めています。

(建築の制限)

第二十六条 前条の災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物は、建築してはならない。ただし、建築物の構造若しくは敷地の状況又は急傾斜地崩壊防止工事等の施工により建築物の安全上支障がない場合は、この限りでない。

【解説】災害危険区域内では、原則として、建築できません。災害危険区域内で住居の用に供する建築物を建築する場合は、主要構造部を鉄筋コンクリート造又はこれに準ずる構造とした場合や急傾斜地崩壊防止工事等の施工により建築物の安全上支障がない場合のみ建築が可能となります。

この場合、設計者において安全上支障がない旨を確認した上で、建築できるかどうか、急傾斜担当者と事前に協議してください。

## 第五章の二 日影による中高層の建築物の高さの制限

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第二十六条の二 法第五十六条の二第一項の規定により、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る区域として指定する区域は、次の表の上欄に掲げる区域とし、それぞれの区域(第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く。)について平均地盤面からの高さとして指定する高さは、同表の中欄に掲げる高さとし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第四(に)欄の各号のうちから指定する号は、次の表の下欄に掲げる号とする。

指定する区域	指定する高さ	指定する号
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域		(二)
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	4メートル	(二)
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	4メートル	(二)

【解説】規制の対象について法では第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域及び準工業地域が掲げられています。このうち、第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域については、法改正の趣旨に鑑み住宅地としての良好な環境を確保するため、その全域を対象区域として指定しました。残りの近隣商業地域及び準工業地域については住宅と商業、住宅と工業の混合的性格のものであるため慎重に対応することとの理由から、当初から指定していません。

平成15年1月1日施行の法改正により、低層住居専用地域及び用途地域の指定のない区域以外の地域において、測定面の高さが、従前の4mから新たに3階以上の中高層建築物を対象とした6.5mの測定面が加わり、地方公共団体が土地利用の状況等を勘案して条例で指定することとされました。本県においては専用住宅については2階建てが大部分を占めており、今後急速に3階建て住宅が普及するとは考えられないため、2階建て建築物を対象とした現行規定(4m)として指定しています。

## 第六章 雑則

(既存建築物等に対する制限の緩和)

第二十七条 法第三条第二項の規定により、この条例の規定の適用を受けない建築物について、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合において、知事はその建築物及び敷地の状況により、やむを得ないと認めるものについては、同条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を緩和することができる。

【解説】この条例の規定の適用の際、現存する建築物をその時以後において、増改築又は、大規模の修繕、模様替をする場合で特にやむを得ないときに限り条例の規定を緩和できることとしたものです。本条は、既存建築物の敷地、構造、規模の状況を勘案して、できるだけこの条例に定めた基準に近づくように運用されるべきであって無制限の緩和は認められません。

(仮設建築物に対する特例)

第二十八条 法第八十五条第四項の規定による許可を受けた仮設建築物については、第二章及び第三章の規定は、適用しない。

【解説】仮設建築物の場合、第2章・第3章の適用を除外する旨を明らかにしたものです。第4章については仮設建築物にも当然適用されます。

(避難安全性能を有する建築物の階等に対する特例)

第二十八条の二 令第二百二十九条の二第一項の規定により階避難安全性能を有するものであることが確かめられた建築物の階(同項の認定を受けたものを含む。)については、第五条、第六条、第七条(第二項第一号及び第四号を除く。この項及び次項において同じ。)及び第八条(第六条から第八条までの規定を第十一条の三において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 令第二百二十九条の二の二第一項の規定により全館避難安全性能を有するものであることが確かめられた建築物(同項の認定を受けたものを含む。)については、第五条から第十条まで(第六条から第十条までの規定を第十一条の三において準用する場合を含む。)及び第十一条の四の規定は、適用しない。

【解説】法改正により、高度な技術により検証(構造計算、実験、シミュレーション等)した設計においては、政令の一部を適用しない旨明記されているので、条例においても同じ取扱いとするため適用除外の規定を設けています。

## 第七章 罰則

- 第二十九条 第二条第一項若しくは第二項、第三条、第五条、第六条第一項、第三項若しくは第四項（第十一条の三においてこれらの規定を準用する場合を含む。）第七條から第十一条の二まで（第十一条の三において準用する場合を含む。）第十一条の四、第十三條から第十六條まで、第十八條、第十九條、第二十条第一項若しくは第二項（第十一条の三においてこれらの規定を準用する場合を含む。）第二十一条第一項若しくは第二項、第二十二條、第二十三條第一項若しくは第二項（第二十四條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第二十六條の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合は、当該工事の施工者）は、20万円以下の罰金に処する。
- 2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築物の建築主の故意によるものであるときは、その設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項に規定する刑を科する。

【解説】この条例に係る罰則を定めたものです。設計者、工事施工者、建築主が対象となります。

- 第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条に規定する違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条第一項に規定する刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

【解説】代表者、代理者、使用人、従業者に対する罰則の適用を規定したものです。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和四十六年十月一日から施行する。

## 附 則（最終改正）

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

## 資料 1

### 大分県建築基準法施行条例第 2 条の規定による「がけに近接する建築物」の運用基準

第 1 条例第 2 条第 3 項の規定による安全上支障のない場合は、次の各号の一に該当する場合をいう。

- 一 がけくずれを防止するための必要な措置（擁壁、杭、グラウンドアンカー、のり面保護等）によって安全上支障の無い場合。
- 二 地質調査等に関する資格者による地質調査によりがけの崩壊のおそれがない場合
- 三 建築物をがけの上に建築しようとする場合にあつては、建築物の基礎（その地盤を改良した場合は、その部分を含む）の底部（基礎ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端）が、がけの下端を含み、かつ、水平面に対し 30 度の角度をなす面（地質調査によりがけ崩れのおそれがない地層が確認できる場合には当該地層）の下方に達する場合。
- 四 盛土により生じたがけ面以外のがけ面で次のイ又はロのいずれかに該当する場合
  - イ 土質が次表左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表中欄の角度以下の場合。
  - ロ 土質が次表左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表中欄の角度を超え同表右欄の角度以下のもので、その下端からの垂直高さが 5 m 以内のもの。

土 質	擁壁等を要しない 勾配の上限	擁壁等を要する 勾配の下限
頁岩又は凝灰岩等の軟岩 （風化の著しいものを除く）	60 度	80 度
風化の著しい岩 （砂岩、石灰岩、花崗岩等）	40 度	50 度
砂利(礫)・真砂土・硬質粘土	35 度	45 度

- 五 建築物をがけの上に建築しようとする場合はそのがけの上端からの水平距離が、がけの下に建築しようとする場合はそのがけの下端からの水平距離がそれぞれ 10 メートル以上保たれる場合
- 六 次のいずれかによりがけの崩壊に伴う建築物の敷地への土砂の流入に対して構造計算等により当該建築物の安全性が確保されている場合。
  - イ 土留施設を設置すること。
  - ロ 建築物のがけに面する外壁（がけの下端から水平距離 10 m の地点を含み水平面に対し 30 度の角度をなす面以下の部分又は当該建築物の 1 階部分）を開口部のない壁とし、当該部分を鉄筋コンクリート造又は土砂の衝突により破壊される恐れがない構造とすること。

#### 第 2 附則

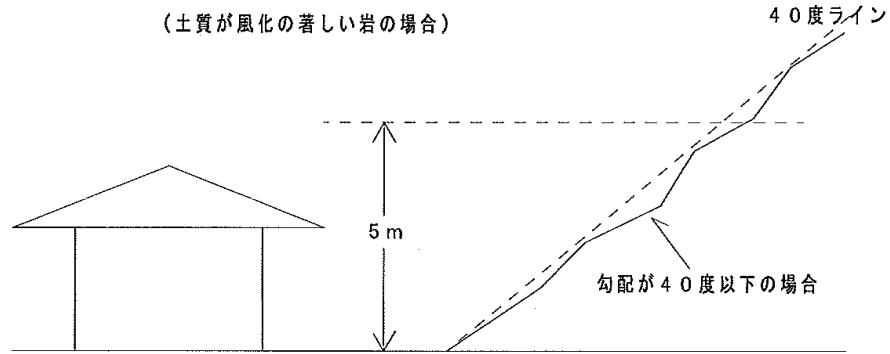
第 1 の基準については、増築の場合、建築物の既存部分については適用しない。



# 参 考

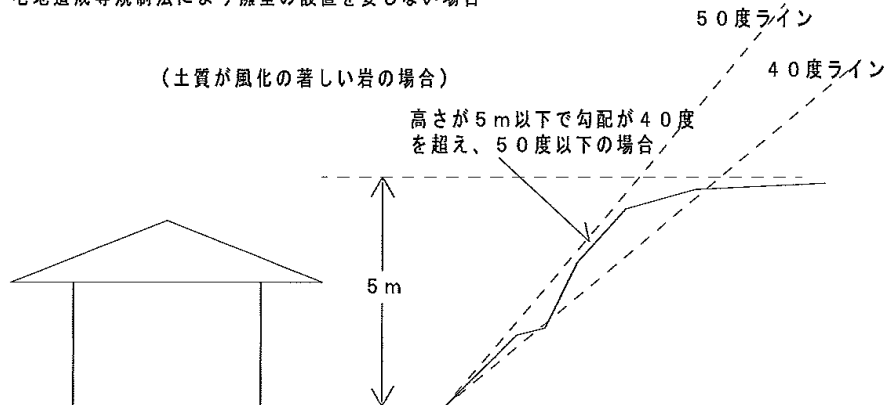
第四号（イ）に該当

宅地造成等規制法により擁壁の設置を要しない場合



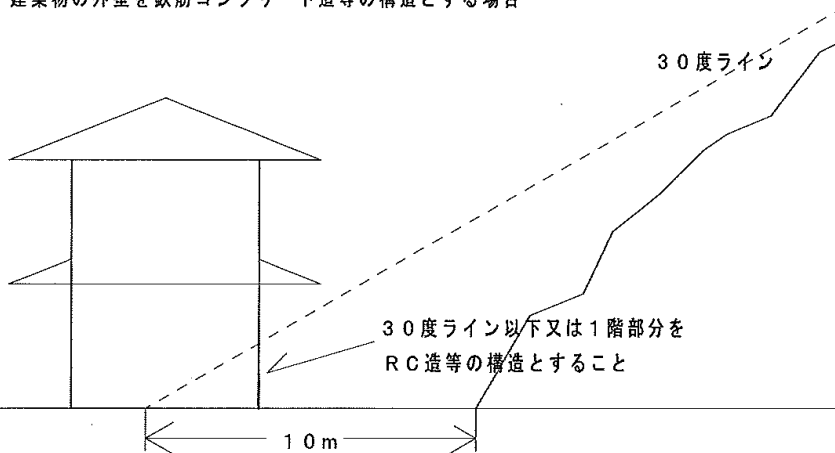
第四号（ロ）に該当

宅地造成等規制法により擁壁の設置を要しない場合



第六号（ロ）に該当

建築物の外壁を鉄筋コンクリート造等の構造とする場合



上図については、硬岩盤以外で30度を超えるがけの場合である。

「がけに近接する建築物」の運用基準について（解説）

第1について

- 一 がけくずれを防止するための必要な措置を講じる場合は、設計者（建築士に限る。以下同じ）又は「地質等に関する資格者」の調査により工法及び施工範囲を決定し、建築主事はその構造審査（擁壁であれば、当該擁壁が構造基準に適合しているかどうか）のみを行う。また、既存の擁壁（玉石積みは除く。）等があり、設計者等が工法及び施工範囲が適当と判断できる場合には安全上支障のないこととする。
- 二 「地質調査等に関する資格者」とは以下のものをいい、資格者が行う地質調査には目視調査も含まれる。
  - ・技術士又は技術士補（技術部門及び選択科目が別表に掲げる者に限る。）
  - ・RCCM（専門部門が「地質」又は「土質及び基礎」に限る。）
  - ・地質調査技士
 地質調査によりがけの崩壊の恐れがないという調査報告書（調査結果のみの報告書では不可）により安全上支障がないものとする。
- 三 建築物の基礎の底部についての基準であり、玄関ポーチ等の部分的な柱基礎等は対象外とする。
- 四 がけ面の土質及び勾配の調査者は、設計者又は「地質等に関する資格者」とする。
- 五 がけの上端又は下端から水平距離10メートル以上保たれる場合は、安全上支障がないこととする。
- 六 原則として構造計算等により土留め施設又は建築物の外壁の設計を行うこととするが、建築物の外壁を鉄筋コンクリート造とする場合は、土砂の衝突により破壊される恐れがないことを確認するための構造計算は不要とする。

第2について

同一棟で増築の場合は、建築物の既存部分については不適格扱いとし、第1の基準を適用しないこととする。

がけに近接する建築物の報告書について

大分県建築基準法施行細則第14条に基づく「がけの形状、土質等を示す図書」として別紙「がけに近接する建築物の報告書」を建築確認申請書の添付図書とする。

別 表

技 術 士		技 術 士 補
2次試験技術部門	選択科目	1次試験技術部門
建設部門	土質及び基礎に限る。	建設部門
農業部門	農業土木に限る。	農業部門
林業部門	森林土木に限る。	林業部門
水産部門	水産土木に限る。	水産部門
応用理学部門	地質に限る。	応用理学部門

がけに近接する建築物の報告書

1 建築主氏名			
2 調査者	住所		
	氏名		印
	資格		
3 調査年月日	平成 年 月 日		
4 敷地の地名地番			
5 がけの状況	(1)高 さ		(4)擁壁の有無
	(2)がけの角度		(5)擁壁の高さ
	(3)土 質		(6)擁壁の構造
6 計画建築物とがけとの関係（がけの断面が分かるように記載すること）			
7 がけの安全性	※運用基準第1第二号、第四号、第五号に該当する場合にその理由を記入すること （第二号の場合には調査資格者の調査報告書を添付すること）  （運用基準第 号適合）		
8 安全上の措置	※運用基準第1第一号、第三号、第六号に該当する場合に安全上の措置の内容を記入すること（必要に応じて構造計算書を添付すること）  （運用基準第 号適合）		

## 資料 2

別紙

### 興行場等に係る技術指針

#### 1. 適用範囲

この技術指針は、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場に対して適用する。

#### 2. 用語の定義

この技術指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 興行場等 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場をいう。
2. 興行場等の用途に供する部分 一つの建築物の中に複数の興行場等が設置される場合又は興行場等以外の用途と複合して設置される場合に、一つの客席部に併せて設けられる客用廊下、舞台、楽屋等を含む一団の部分をいう。
3. 出入口 日常的に使用する出入口のほか、非常時に使用できる出入口を含む。

#### 3. 客席部の定員

観客席の定員の算定方法は、客席部の態様に応じて、それぞれ次のイからハまでに定めるところによる。

- イ. 個人別に客席が区画された椅子席についてはその客席数、客席が連続した長椅子席については客席幅(単位 cm)を40cmで除した数値(端数は切り上げる。以下この項において同じ。)とする。  
ただし、椅子席の配列形態が特定できない場合においては、客席部の面積(単位  $m^2$ )を $0.45m^2$ で除した数値とする。
- ロ. ます席等における座り席については、座り席のために用意された一つの区画ごとに面積(単位  $m^2$ )を $0.3m^2$ で除した数値とする。
- ハ. 立見席又は待見席における立ち席については、立ち席のために用意された一つの区画ごとに面積(単位  $m^2$ )を $0.2m^2$ で除した数値とする。

#### 4. 客席の構造

1. 客席が椅子席の場合の椅子の前後間隔(前席椅子の最後部と後席椅子の最前部の間で通行に使用できる部分の間隔をいう。以下同じ。)は、水平投影距離で35cm以上とすること。
2. 主階以外にある客席の前面(舞台に直接面する部分を除く。以下この項において同じ。)及び立ち席の前面には、高さ75cm以上の手すりを設けること。ただし、主階以外にある客席の前面に広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がない場合においては、この限りでない。
3. 段床に客席を設ける場合で前段との高さの差が50cm以上あるときは、当該客席の前面に高さ75cm以上の手すりを設けること。ただし、主階以外にある客席の前面に広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がない場合においては、この限りでない。
4. 立ち席の位置は、原則として客席部の後方とし、通路の一部を立ち席としてはならない。

## 5. 客席部の通路

### (1) 通路の配置

- 客席が椅子席の場合には、客席横列の両側に縦通路を設けること。また、客席が横列8席を超える場合においては、椅子の前後間隔を35cmに8席を超える1席につき1cm以上の割合で広げること。  
ただし、椅子席が横列4席以内又は横列が4席を超える場合で椅子の前後間隔を35cmに4席を超える1席につき2cm以上の割合で広げたときは、客席横列のいずれか一方にのみ縦通路を設けることができる。
- 客席が椅子席の場合には、両側に客席を有する縦通路の最前部と最後部を横通路又は客席部の出入口に連結するとともに、客席縦列20席以内ごとに横通路に連結すること。  
ただし、客席縦列の最前部又は出入口若しくは横通路までの長さが10m以内の縦通路で、構造上やむを得ず、かつ、防火上支障がない場合、又は客席部の両側に縦通路を設け、横列の客席数の合計に応じて、以下に示す縦列客席数ごとに出入口を一つ設けた場合においては、この限りでない。

横列客席数	1の出入口を設ける縦列客席数
～8席	15席
9席～12席	10席
13席～20席	6席
21席～31席	4席
32席～	3席

- 客席がます席の場合には、ます席は縦通路又は横通路に面すること。
- 横通路は、客席部の出入口に直通すること。  
ただし、長さが10m以内の横通路で、構造上やむを得ず、かつ、防火上支障がない場合においては、この限りでない。
- 客席部に出入口を2つ以上設ける場合には、各客席から各出入口に至る通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間がある場合における当該重複区間の長さは、5mを超えてはならない。

### (2) 通路の幅員

- 両側に椅子席がある縦通路の幅員は80cm以上、片側だけに椅子席がある縦通路の幅員は60cm以上とし、かつ、当該縦通路において想定される通過人数1人当たり0.6cm以上とすること。
- 横通路の幅員は100cm以上とし、かつ、当該横通路において想定される通過人数1人当たり0.6cm以上とすること。
- 椅子の前後間隔並びに縦通路及び横通路の幅員は、原則として避難方向に向かって狭くならないこと。
- ます席に面する通路の幅員は40cm以上とし、かつ、当該通路において想定される通過人数1人当たり0.6cm以上とすること。

### (3) 通路を斜路等とする場合

- 通路を斜路とする場合には、その勾配を1/10以下とすること。  
ただし、手すり等を設けた場合においては、勾配を1/8以下とすることができる。
- 通路を階段状とする場合には、次の各号によること。
  - 蹴上げは18cm以下とし、かつ、踏面を26cm以上とすること。
  - 通路の高低差が3mを超える場合には、3m以内ごとに横通路又は廊下若しくは階段に連絡するずい道に通じさせること。  
ただし、階段の勾配が1/5以下の場合においては、この限りでない。

## 6. 客席部の出入口

### (1) 出入口の数

客席部から直接出ることができる出入口の数は、客席部の定員に応じて以下の数値以上とすること。また、バルコニー席、ボックス席等における出入口は、その区画された部分の定員に応じて以下の数値以上とすること。

客席部の定員	出入口数
(定員) < 30人	1
30人 ≤ (定員) < 300人	2
300人 ≤ (定員) < 600人	3
600人 ≤ (定員) < 1000人	4
1000人 ≤ (定員)	5

### (2) 出入口の配置

客席部の出入口は、客席部内から容易に認識できる位置に配置すること。出入口が2つ以上要求される場合は、複数の出入口が火災による煙、熱等により同時に使用できなくなることがないように、互いに十分に離して設置すること。

### (3) 出入口の幅員等

1. 出入口の幅員は1m以上とし、かつ、当該出入口において想定される通過人数1人当たり0.8cm以上とすること。
2. 必要な出入口の幅員の合計の1/2以上は、日常的に使用する出入口で確保すること。
3. 出入口の扉は、避難方向に開くことができるものとする。

## 7. 客用の廊下

### (1) 行き止まり廊下の制限

客用の廊下は、行き止まりとなる部分の長さを10m以下とすること。

### (2) 廊下の幅員

1. 廊下の幅員は1.2m以上とし、かつ、当該廊下において想定される通過人数1人当たり0.6cm以上とすること。
2. 客用の廊下は、原則として、避難方向に向かって狭くならないこと。
3. 客席部の出入口の扉は、避難の障害にならないように設置し、かつ、廊下に要求される幅員の1/2以上を妨げないこと。

## 8. 興行場等及び興行場等の用途に供する部分の出入口

### (1) 出入口の数

興行場等又は興行場等の用途に供する部分の出入口の数は、2以上とすること。

### (2) 出入口の配置

興行場等又は興行場等の用途に供する部分の出入口は、相互にできる限り離すとともに、客席部の出入口から円滑に避難できる位置に配置すること。

### (3) 出入口の幅員

1. 興行場等又は興行場等の用途に供する部分の出入口の幅員は1 m以上とし、かつ、当該出入口において想定される通過人数1人当たり0.8cm以上とすること。
2. 必要な出入口の幅員の合計の1/2以上は、日常的に使用する出入口又はその付近に配置すること。
3. 出入口の扉は、避難方向に開くことができるものとする。

## 9. 避難用の階段

### (1) 階段の配置

階段は、客席部からの円滑な避難が確保されるように、客席部の出入口又は客用の廊下等から直接認識できる位置に設置すること。ただし、廊下等の認識しやすい位置に階段の位置を明示する誘導灯が設置されている場合においては、この限りでない。

### (2) 階段の幅員

1. 客席部の外にあって観客が避難するときに通過する階段の幅員は、当該階段に流入する人数1人当たり1 cm以上とすること。
2. 必要な階段の幅員の合計の1/2以上は、興行場等又は興行場等の用途に供する部分の日常的に使用する出入口の付近に配置すること。

### (3) 階段の構造等

1. 客席部から直接進入する場合の階段は、特別避難階段又は屋外避難階段とする。
2. 客席部が避難階より6 mを超える下方にある場合には、避難階までの直通階段は、特別避難階段又は屋外避難階段とする。
3. 階段の入口の扉等の幅員は、当該階段に流入する人数1人当たり0.8cm以上とすること。
4. 出入口の扉は、避難方向に開くことができるものとする。

### (4) 階段の共用

1. 興行場等の用途に供する部分の避難のための階段は、同一階の他の用途（他の興行場等の用途に供する部分含む。）の避難のための階段と共用することができる。ただし、この場合においては、当該階段までの経路は、他の用途の部分（共用ロビー、共用廊下等は除く。以下この項において同じ。）を経由してはならない。  
また、同一階の他の用途の部分と共用する階段の幅員は、当該階段を利用する各用途の部分につき必要とされる階段の幅員の合計以上としなければならない。
2. 複数の興行場等の用途に供する部分が積層し、それぞれの興行場等の用途に供する部分が同一階段を共用する場合の階段の幅員は、各階において当該階段に流入する人員を合計した人数1人当たり1 cm以上とする。  
ただし、階段を特別避難階段とした場合又は各階において当該階段に流入する人員を合計した人数の1人当たり0.05㎡以上の面積を有する前室若しくはバルコニーを設置した屋外避難階段とした場合の階段の幅員は、各階において当該階段に流入する人数（一の興行場等の用途に供する部分の客席が複数階にある場合においては、各階において当該階段に流入する人員を合計した人数とする。）の最大人数1人当たり1 cm以上とすることができる。

## 10. 避難階における避難経路

### (1) 階段出口の幅員等

1. 各階段の避難階における出口の幅員は、当該階段の幅員の8/10以上とすること。
2. 出入口の扉は、避難方向に開くことができるものとする。

### (2) 階段の出口から建物の外までの経路

1. 興行場等の用途に供する部分が使用する階段が避難階において建物内部に面している場合においては、避難階における階段の出口から屋外の出口に至る経路は、他の用途の部分（共用ロビー、共用廊下等は除く。）を経由してはならない。
2. 上記の経路の幅員は、避難階において建物内部に面している階段の出口の幅員の合計以上としなければならない。

### (3) 敷地の外への避難経路

1. 敷地内には、避難階における建物の出口及び屋外階段の出口から、道、公園、広場その他の空地に通ずる通路を設けなければならない。
2. 上記の通路の幅員は、避難階における建物の出口及び屋外階段の出口の幅員の合計以上としなければならない。

## 11. 映写室等

映写室は、耐火構造の床若しくは壁（木造の興行場等にあつては、防火構造の床若しくは壁）又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸により区画すること。ただし、建築基準法施行令第112条第9項の対象にならない映写室の映写のために必要な開口部で、その面積が1㎡以内で、かつ、ガラス等の不燃材料で造ったものについては、この限りでない。



## 大分県条例主要な改正の経過

この条例は、昭和46年10月1日から施行する。(昭和46年条例第37号)

- ・全面改正(前条例：昭和35年4月1日施行)

この条例は、昭和47年7月21日から施行する。(昭和47年条例第30号)

- ・災害危険区域の条項の追加

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。(昭和53年条例第8号)

- ・日影規制の指定

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。(昭和54年条例第31号)

- ・がけを改正
- ・ボイラー室の構造を新設
- ・長屋の構造
- ・敷地と道路との関係を改正

この条例は、昭和62年12月23日から施行する。(昭和62年条例第26号)

- ・長屋の構造にただし書き追加

この条例は、平成5年6月25日から施行する。(平成5年条例第15号)

- ・用途地域の細分化
- ・木造3階建ての規定
- ・劇場等の規定の見直し
- ・車庫等の規定の合理化

この条例は、平成13年4月1日から施行する。(平成13年条例第21号)

(一部は平成13年5月18日から施行する。) 【字句の大幅改正】

- ・準都市計画区域の追加
- ・民間確認機関への対応
- ・接道制限の特例の適用除外

この条例は、平成15年1月1日から施行する。(平成14年条例第51号)

- ・日影規制の改定
- ・一定の複数建築物に対する特例